

契約入所のご案内

「契約入所」とは、措置入所と異なり利用希望者本人（家族）と施設が直接契約をすることによって利用できるものです。

2017（平成29）年に施行された「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律」により、これまで以上に居住に課題を抱える方の受け皿として、地域共生社会の実現に向け養護老人ホームの「公益的役割」が求められています。

当施設では2023（令和5）年6月より、公益的役割と地域貢献として「契約入所」を開設します。本園の利用定員50名の20%、10名まで受け入れます。

ご利用いただける方（契約者の資格）

- ・ 高齢者
- ・ 低額所得者
- ・ 障害者
- ・ 被災者
- ・ 外国人等
- ・ 子ども（高校生相当まで）を養育している方

契約期間

- ・ 1年間継続するものとします。以降も同様とします。

利用申し込み

- ・ 契約入所申込書（所定様式有）の提出 ※寿康園へ持参または郵送（FAX可）

利用の可否

- ・ 申し込みされた方との面談により、身体や生活状況等を確認のうえ、施設の入所審査会にて利用の可否を決定します。なお、申込者の状況については関係機関等からも伺う場合がありますのでご了承願います。

※利用の可否は申し込みされたご本人へ通知いたします。

施設の概要

- ・ 別添の寿康園パンフレットをご覧ください。
※居室は、契約利用者の専用居室ではないため、契約期間中でも居室を移動していただくことがあります。予めご了承ください。

基本利用料金など

- ・ 食費：1,380円/1日、居住費：3,000円/1日
1カ月の利用料金（30日）：131,400円
- ・ 介護保険サービス利用料金：介護サービス事業者と契約利用者の契約

※利用対象者及び利用料や契約等の内容はお問い合わせください。

担当：生活相談員 桑原・錦戸

〒863-2502 天草郡苓北町上津深江160番地

電話番号：0969-35-0018 FAX：0969-35-0333